

紛争解決制度の運用状況

- NAFTAの紛争解決制度が実効性に乏しかった反省から、USMCAは詳細なルールを規定。USMCA発効以降、加盟国は紛争解決制度を積極利用。パネル設置案件では問題解決に至っていない場合も。
- 「労働者中心の通商政策」を掲げたバイデン前政権に続き、トランプ政権もメキシコに対し「**事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）**」を積極的に発動。**在メキシコ日系企業も対象に。**

紛争解決（協定31章）の概要

- NAFTAになかった**パネル設置の詳細ルールを規定**。市場アクセスや原産地規則など特定章の解釈や適用に関する紛争解決を目的とする。
- 加盟国はまず協議による解決を模索し、最長で75日以内に解決できなければ、パネルを設置できる。紛争当事国はパネルの最終報告から45日以内に解決策について合意するよう努める。
- これまでパネルは計5回設置され、全ての案件で最終報告書が出ている（案件の一覧は[USTRウェブサイト参照](#)）。

RRM（付属書31-A条、B条）の概要

- 締約国内の**事業所単位での労働権侵害の有無を判定する手続き**（米国・カナダ間にはない）。労働権侵害の事実が確認されれば、**USMCA特惠措置の適用停止などの罰則が科され得る**。
- これまでの発動は**全て米国からメキシコに対して**。自動車分野を中心に製造業・非製造業問わず対象に（案件の一覧は[USTRウェブサイト参照](#)）。
- 米国政府が問題の是正措置に合意せず、**パネル設置に至るケースも**。2025年8月までに6件のパネルが設置され、うち2件で裁定が出ている（[2025年8月25日付ビジネス短信参照](#)）

紛争解決手続きの利用事例

紛争内容	提訴国	被提訴国	結果・状況
パネル設置			
カナダの乳製品輸入に対する関税割当（TRQ）の運用			22年1月にパネルが米国の主張を認める最終報告書を公開し、カナダが新方針を策定。しかし、米国は新方針も不服として再度パネル設置を要請。23年11月の2回目の裁定では、カナダのTRQがUSMCAに矛盾しないと判断。
カナダ製太陽光発電製品に対する米国のセーフガード措置			22年2月の裁定で、カナダの主張が認められ、米国のセーフガード措置が解除された。
自動車原産地規則の解釈			23年1月にパネルがメキシコとカナダの主張を認める最終報告書を公開。ただし、米国は「まだ合意に至っていない」として、パネル裁定に従わず。
メキシコの農業向けバイオ技術に関する規制			24年12月のパネル裁定で、米国の主張が認められ、メキシコ政府は規制を撤廃。
協議要請			
メキシコのエネルギー政策			22年7月に米国とカナダがメキシコに協議要請。同年12月にメキシコは問題解決のワーキングプランを提出。
カナダのデジタルサービス税（DST）			24年8月に米国がカナダに協議要請。カナダ政府は米国との貿易交渉を進めるため、25年6月にDSTを撤回。

（注）国対国の紛争解決手続きのみ記載。

（出所）各国政府公開資料を基に作成（2026年7月時点）

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず